

## 見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

### 1. 見積競争に付する事項

- (1) 件名 超音波診断装置の保守 一式
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 保守期間 令和5年10月1日から令和5年9月30日までとする。
- (4) 実施場所 仕様書のとおり

### 2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 場所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1  
国立大学法人筑波大学病院総部管理課  
B棟2階206
- (2) 連絡先 (担当) 飯田 電話番号 029-853-3543
- (3) 見積書提出期限 令和5年9月29日 12時00分  
見積競争結果については、電話等により行う。

### 4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

### 5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和5年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) アフターサービス及びメンテナンス体制が整っていること。
- (6) 代理店証明を提出できること。

6. 請書の作成等

契約の締結に当たっては、請書を作成する。(契約保証金は免除)

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和5年9月22日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役  
附属病院長 原 晃

## 見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和5年9月29日 12時00分  
(郵便(書留郵便に限る。)又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で  
発送する場合には提出期限までに必着のこと)  
提出場所 〒305-8576  
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1  
筑波大学附属病院B棟2階206  
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課 飯田  
電話番号: 029-853-3543
- 2 見積書作成の注意
  - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
  - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
  - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 6 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
  - ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則  
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
  - ・役務提供契約基準  
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

# 仕 様 書

1. 件 名 超音波診断装置の保守 一式
2. 保守機器 フィリップス製 EPIQ7G S/N:US013B0638
3. 設置場所 国立大学法人筑波大学附属病院手術部
4. 保守期間 令和5年10月1日から令和6年9月30日までとする。
5. 支 払 請求書は国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。保守に係る代金は、1か月毎に支払うものとし、当該業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
6. 実施要領 保守プランはプライマリープランとする。  
請負者は、上記システムを正常且つ安全な状態で維持運転できるよう、次のとおり保守点検を行うものとする。
  - (1)点検  
請負者は、装置各部の点検、部品交換、清掃及び調整、その他必要な業務を行い、終了後は作業報告書により発注者に報告するものとする。  
また、次の交換機器および業務を無償とする。
    - ・体表プローブ (X5-1) 1本 含む
    - ・経食道プローブ X8-2t (B2JGWM) 含む
    - ・既存機能に対する技術変更
    - ・修理代替費用
    - ・オンサイトアプリケーションサポート
    - ・リモートデスクトップサポート
  - (2)受付  
請負者は、365日・24時間体制で電話受付対応ができるものとする。
  - (3)点検・修理保守対応時間  
点検：月曜日から金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：30  
修理：月曜日から金曜日（祝祭日を除く）24時間
  - (4)緊急修理保守  
請負者は、発注者から装置の故障発生等の通報を受けた場合は、直ちに技術員を派遣し、担当職員の指示に従い正常な状態に復旧させるものとし、その都度作業報告書により報告するものとする。また、機器修理時の交換部品は無償とする。
7. 経費の負担区分  
保守に要する全ての経費は、請負者の負担とする。ただし、保守に必要な光熱水料・ガスについては無償で 사용할ことが出来るものとする。
8. 検 収  
請負者は、保守点検を完了した時は、その都度発注者の検査を受けるものとする。
9. その他
  - (1) 請負者は、保守を開始する時及び終了した時は、その旨本学職員に報告するものとする。
  - (2) 保守業務は原則として本学職員の勤務時間内に行うものとする。ただし、予め本学職

員の承認を得た場合にはこの限りではない。

- (3) 請負者は、発注者の許可なく第三者にこの権利を譲渡してはならないものとする。
- (4) 請負者は、派遣する技術者の風紀、衛生及び業務規律の維持に努めると共に、職員、患者等に対して不快な言動を行わせないものとし、技術者の身元については一切の責任を負うものとする。
- (5) 請負者は、業務上知り得た本院及び職員等の不利益となる事項等は、他に漏らしてはならない。また、本業務を退いた後も同様とする。
- (6) その他本仕様に記載されていない事項で、保守業務実施中において疑義が生じた時は、その都度本学職員と協議し、その指示に従うものとする。
- (7) 契約期間において仕様の変更を必要とする時は、両者協議のうえ、契約の変更をすることができる。
- (8) 本契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。なお、本仕様書に記載のないもの及び、作業を実施する際には、本学職員と十分な事前打合せを行うものとする。

## 請 書 (案)

件 名 超音波診断装置の保守 一式  
(対象機器) フィリップス製 EPIQ7G S/N:US013B0638

請負代金額 金 円也 (別紙支払内訳書のとおり)

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金〇〇〇, 〇〇〇円也 (消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。

上記の保守業務 (以下、「業務」という。) を、下記条項及び仕様書により履行することをお請けします。

### 記

- 第1条 請負者は、別紙仕様書に基づき、業務を履行するものとする。
- 第2条 契約期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までとする。
- 第3条 請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。
- 第4条 請負代金は、1か月毎に支払うものとし、業務履行確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
- 第5条 契約の細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

令和5年9月 日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役  
附属病院長 原 晃 殿

請負者

## 別紙支払内訳書

(円)

支払年月	代金額	消費税及び 地方消費税	合計
令和5年 10月			
令和5年 11月			
令和5年 12月			
令和5年 1月			
令和5年 2月			
令和5年 3月			
令和5年 4月			
令和5年 5月			
令和5年 6月			
令和5年 7月			
令和5年 8月			
令和5年 9月			
合計			